

【留意事項】

1 兼務許可について

薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業貸与業の管理者が、非常勤の学校薬剤師並びに市町村又は公益法人が行う夜間休日診療所において、薬事業務を兼務する場合であって、薬局等の管理者としての義務に支障が生ずることがないと認められるときのみ許可します。

2 申請書の記載事項について

記 載 欄	記載上の注意事項
管理している薬局、店舗又は営業所	管理している薬局、店舗又は営業所について記載してください。
兼務する場所	兼務する場所が複数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
申請者	申請者は、当該申請にかかる薬局等の管理者であり、薬局等の開設者ではないので注意してください。

3 許可後の取扱いについて

- ・兼務場所の追加変更する場合は、新たに管理者兼務許可申請書を提出し、旧兼務許可書は返納してください。
- ・管理している薬局等以外で薬事業務を兼務しなくなった場合は、管理者兼務許可廃止届により兼務許可書を返納してください。
なお、管理店舗等が廃止になった場合、又は当該管理者が管理店舗等の管理者でなくなった場合は、管理者兼務許可廃止届の提出は不要です。
- ・婚姻・引越等による管理者の氏名・住所を変更した場合、住居表示法等により薬局等の所在地の地名番地等が変更された場合や薬局等の店舗の名称が変更された場合は、書換え交付申請することができます。

4 許可書の交付

不備がない場合は、申請後7日程度で許可書の発行について、ご連絡いたしますので、受取印（受領者の個人印）を持参のうえ、来所してください。

なお、許可書の郵送を希望する場合は、申請時に切手140円分を貼付した角形2号（A4サイズの紙が折らずに入る大きさ）の返信用封筒を準備してください。